

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成27年9月24日(月)午後3時から午後4時まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(23名)

1番 佐藤正剛 委員	2番 穴澤久男 委員
3番 塚本繁雄 委員	4番 安藤幸春 委員
5番 大木章寿 委員	6番 佐藤喜巳 委員
7番 石毛甲子男 委員	8番 郡司武幸 委員
9番 今井睦子 委員	10番 石田利之 委員
11番 大木丈雄 委員	12番 伊藤栄治 委員
13番 椎名正和 委員	14番 山崎幸治 委員
15番 伊藤喜信 委員	16番 久古浩二 委員
17番 大木寛 委員	18番 渡邊弘仁 委員
19番 熱田幸子 委員	20番 川口京子 委員
21番 太田忠治 委員	22番 菱木信治 委員
23番 大木一夫 委員	

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 11件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について  
1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について  
6件

議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について  
2件

報告事項 農地法第18条第6項規定による通知について 2件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)

事務局長ほか3名

7 会議の概要

事務局 　ただ今から平成27年9月定例農業委員会総会を開会いたします。  
はじめに、大木会長から御挨拶をお願いいたします。

大木会長 　委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。  
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ち  
ゆう心より感謝申し上げます。

事務局 　本日、出席委員は23名中23名で定足数に達しておりますので、総会  
は成立しております。  
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること  
となっておりますので、以降の議事の進行は大木会長にお願いします。

議 長 　これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題とい  
たします。  
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて  
御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　御異議なしと認めます。  
よって議事録署名委員は、5番大木章寿委員、6番佐藤喜巳委員を指名  
いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議 長 　続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申  
請について」を議題といたします。なお、本議案中、番号8番と10番は  
平成27年9月16日付けで申請人より許可申請の取下願が提出され、同  
日受理いたしましたので報告致します。番号8番と10番を除いて、事務  
局から議案の説明をお願いします。

事務局 　それでは、議案第1号の番号1番から3番まで、5番、6番及び11番  
から13番までは所有権移転に関する件、番号4番、7番及び9番は賃借  
権に関する件であります。

【議案第1号、番号8番と10番を除き議案書を基に朗読】

番号8番と10番を除き、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第  
2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。  
以上で議案の説明を終わります。

議 長 　　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

2 2 番 　　番号 1 番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ  
ます。

9 番 　　番号 2 番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ  
ます。

番号 3 番について、現在、事業中の基盤整備事業の中で互いの農地を交  
換し作業の効率化を図るもので、意欲的に営農をしております問題ないと思わ  
れます。

番号 4 番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ  
ます。

番号 5 番と 6 番について、現在、事業中の基盤整備事業の中で互いの農  
地を交換し作業の効率化を図るもので、両者とも意欲的に営農をしております  
問題ないと思われます。

番号 7 番と 9 番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思  
われます。

1 番 　　番号 1 1 番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思わ  
れます。

3 番 　　番号 1 2 番と 1 3 番について、互いの農地を交換し作業の効率化を図る  
もので、両者とも意欲的に営農をしております問題ないと思われます。

議 長 　　ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

議 長 　　議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」番号 8 番と  
1 0 番を除き質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　　御異議ないものと認め、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申  
請について」番号 8 番と 1 0 番を除き採決に入ります。原案のとおり決す  
ることに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 　　挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。  
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号の議案書を御覧ください。

【議案第2号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番は、畑1，236㎡の内294㎡に農業用作業場・物置場を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

1 番 番号1番について、農業用作業場・物置場として利用するもので、申請人は意欲的に営農をされており問題ないと思われます。また、周辺農地への影響もないと思ひます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案中、番号2番と3番は平成27年9月16日付けで申請人から許可申請の取下願が提出され、同月9月24日付で千葉県海匝農業事務所長が受理しましたので報告致します。番号2番と3番を除いて、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3号の議案書を御覧ください。

**【議案第3号、番号2番と3番を除いて議案書を基に朗読】**

番号1番は、太陽光発電設備用地として現況畑195㎡を譲り受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番は、太陽光発電設備用地として現況畑495㎡を譲り受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番と6番については、譲受人は同一人です。太陽光発電設備用地として計畑879㎡を借り受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番と8番については、譲受人は同一人です。専用住宅及び進入路用地として畑計434.58㎡に計画するものです。計画地の畑の内204.58㎡は借り受け、230㎡は譲り受ける計画です。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

22番 番号1番について、畑195㎡を譲り受け、太陽光発電設備を計画するものです。申請地は宅地整理事業により造成された区域にあり、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

20番 番号4番について、畑491㎡を譲り受け、太陽光発電設備を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

4番 番号5番と6番は申請人が、同一人です。申請地を太陽光発電設備用地として計畑879㎡を借り受け計画するものです。隣接地には既に太陽発電設備が稼働しており、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

2 番 番号7番と8番は申請人が同一人です。現在、申請者は両親と同居していますが、子供の成長に伴い手狭となったため、父から畑計204.58㎡を借り受け、残り畑230㎡については親戚より譲り受け、新たに専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。資金計画も良好であり、農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、2件でございます。  
あっせん申出番号1番については、田8筆畑6筆を売買したいとのことです。  
あっせん申出番号2番については、畑1筆を売買又は賃借したいとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に1番佐

藤正剛委員、16番久古浩二委員を、あっせん申出番号2番のあっせん委員に10番石田利之委員、18番渡邊弘仁委員を選出したいと考えますが、御意見はございませんか。

(意見なし)

議 長 議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に1番佐藤正剛委員、16番久古浩二委員を、あっせん申出番号2番のあっせん委員に10番石田利之委員、18番渡邊弘仁委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について2件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。  
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

議 長 本日、御審議いただいた案件は、  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 11件  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定について	6 件
議案第 4 号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について	2 件
報告事項 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	2 件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成 27 年 9 月 24 日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。